

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月19日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号															
大規模小売店舗の名称及び所在地	六条モール 高松市六条町42番1 外26筆															
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名【変更前】															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住所</th> </tr> <tr> <th>氏名(名称)</th> <th>代表者(法人の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ハローズ</td> <td>代表取締役 佐藤利行</td> <td>広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号</td> </tr> <tr> <td>株式会社ザグザグ</td> <td>代表取締役 藤井孝洋</td> <td>岡山県岡山市中区清水369番地2</td> </tr> <tr> <td>株式会社ワッツ</td> <td>代表取締役社長 平岡史生</td> <td>大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号</td> </tr> </tbody> </table>		小売業者		住所	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤利行	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	株式会社ザグザグ	代表取締役 藤井孝洋	岡山県岡山市中区清水369番地2	株式会社ワッツ	代表取締役社長 平岡史生	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号
	小売業者		住所													
	氏名(名称)	代表者(法人の場合)														
	株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤利行	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号													
	株式会社ザグザグ	代表取締役 藤井孝洋	岡山県岡山市中区清水369番地2													
	株式会社ワッツ	代表取締役社長 平岡史生	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号													
	【変更後】															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住所</th> </tr> <tr> <th>氏名(名称)</th> <th>代表者(法人の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ハローズ</td> <td>代表取締役 佐藤利行</td> <td>広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号</td> </tr> <tr> <td>株式会社ザグザグ</td> <td>代表取締役 森 信</td> <td>岡山県岡山市中区清水369番地2</td> </tr> <tr> <td>株式会社ワッツ</td> <td>代表取締役社長 平岡史生</td> <td>大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号</td> </tr> </tbody> </table>		小売業者		住所	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤利行	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水369番地2	株式会社ワッツ	代表取締役社長 平岡史生	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号
	小売業者		住所													
氏名(名称)	代表者(法人の場合)															
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤利行	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号														
株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水369番地2														
株式会社ワッツ	代表取締役社長 平岡史生	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号														
変更の年月日	平成29年2月26日															
変更																

する理由	小売業者の代表者交代のため
------	---------------

2. 届出年月日

平成30年6月1日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年6月19日から平成30年10月19日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年10月19日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ